

「太陽光発電施設等の取り扱い変更（案）及び太陽光発電施設等の設置に関する景観ガイドライン（案）」に対するご意見と県の考え方について

募集期間 平成29年1月19日～2月8日

募集結果 5件（6項目）

番号	ご意見	ご意見に対する県の考え方
1	<p>特に、特定景観形成地域の主要な眺望点から容易に望見できる場合は、太陽光パネルだけでなく、敷地面や背後地に対しても緑化等なんらかの対応を求める必要があるのではないかと。</p>	<p>本ガイドラインでは、特定景観形成地域の主要な眺望点から容易に望見できる場合等には、施設の規模や地形等に応じ、パネル周辺に樹木を活用するなどしてパネル等の人工物の存在感を軽減するように求めています。</p> <p>なお、太陽光発電施設設置にあたり一定規模を超える開発行為、土地の開墾、その他の土地の形質変更を伴う場合には、和歌山県景観計画に基づく届出が必要となり、「法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。」を求めています。</p>
2	<p>ガイドラインのその他留意事項で「できるだけ早い段階で事前協議に着手するよう」とあるが、この事前協議とは和歌山県景観条例第11条の7のことか。そうであるならば現状建築物のみを対象としている事前協議に対して、工作物も対象となるように改正をするのか。</p>	<p>景観条例第11条の7に規定する事前協議は建築物を対象としており、ここでいう事前協議とは別ものです。</p> <p>なお、誤解を生じないように、本ガイドラインでは「事前相談」と表記することとします。</p>

「太陽光発電施設等の取り扱い変更（案）及び太陽光発電施設等の設置に関する景観ガイドライン（案）」に対するご意見と県の考え方について

番号	ご意見	ご意見に対する県の考え方
3	<p>ガイドライン(案)に、「メガソーラー」という言葉が使われているため、事業者等が届出規模を1MW以上と誤った認識をする恐れがあるので、形容詞として使っている「メガソーラー化」という言葉を「大規模化」に改める方が良いのではないかと。</p>	<p>届出規模に関する誤解を生じさせるおそれがあることから、ご指摘のとおり「メガソーラー化」を「大規模化」に修正することとします。</p>
4	<p>住宅の前に大規模太陽光発電施設が完成し、景観が損なわれただけでなく、許可等が不要で山林を広域に伐採、山肌が削られ、ずさんな基礎工事のため大雨が降ると生命への危険、また除草剤を使用していることから健康への影響が懸念される。</p> <p>このことから、景観に配慮し、住宅地からは相当な距離を保ち、直接目に触れないような植樹をする等をしていただき、住民の生命、健康に影響の出ない場所に設置していただきたい。</p>	<p>本ガイドラインでは、民家等集落が隣接している場合は、太陽光発電施設等の目隠しとなるよう境界付近に植栽もしくは屏等を設置するよう配慮を求めています。</p> <p>なお、本ガイドラインは景観の観点から太陽光発電施設に関し必要な規制を定めるものであり、防災面や環境面については対象としていません。</p> <p>また、国（経済産業省）では、平成28年6月の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(FIT法)改正に伴い事業計画認定制度及び事業計画策定ガイドラインが検討されており、先日パブリックコメントされていたガイドライン(案)では、「防災、環境保全、景観保全の観点から策定した開発計画に基づいた発電設備の設計を行うよう努めること。」と求められています。</p>

「太陽光発電施設等の取り扱い変更（案）及び太陽光発電施設等の設置に関する景観ガイドライン（案）」に対するご意見と県の考え方について

番号	ご意見	ご意見に対する県の考え方
5	<p>景観に関する事項ではないが、太陽光発電施設の付属施設であるパワーコンディショナーから一定規模以上の騒音が発生し、問題を生じる事例もあるので、パワーコンディショナーを住宅からできるだけ離れた場所に設置するよう配慮事項に追加してほしい。</p>	<p>本ガイドラインは景観の観点から太陽光発電施設に関し必要な規制を定めるものであり、騒音については対象としていません。 なお、騒音については、騒音規制法に基づく届出が必要となる場合があります。</p>
6	<p>和歌山市園部等地区で進められているメガソーラー事業について、説明会の回数が少なく、説明資料が正確でないことから、再度説明会を実施してほしい。 また、下記に配慮してほしい。 ①ハイキング道から30mの間は伐採をしないでほしい。 ②除草剤の散布は禁止して欲しい。 ③隣接地も開発が予定されているので総量規制を行ってほしい。 ④山桜が咲かなくなる。 ⑤和泉山脈の半分は開発規制して欲しい。</p>	<p>今回の取組みは和歌山県景観計画区域内を対象としております。中核市である和歌山市は、県の景観計画の区域外でありますので、頂きましたご意見については、関係機関にお伝えします。</p>